

# 経営管理（ガバナンス）



## 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト

### 【検証ポイント】

- 金融機関における業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るためには、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、経営相談・経営指導等をはじめとした金融仲介機能の発揮、当該金融機関の業務の全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。
- 金融機関の経営管理（ガバナンス）が有効に機能するためには、適切な内部管理の観点から、各役員及び各組織が、それぞれ求められる役割と責任を果たしていなければならない。具体的には、取締役をはじめとする役員は、高い職業倫理観を涵養し、全ての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任があり、代表取締役、取締役、監査役をはじめとする各役員は、内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に関与する必要がある。また、取締役会、監査役会が十分に機能し、各部門・部署間の牽制や内部監査部門による内部監査等の機能が適切に発揮される態勢となっていることが重要である。
- 検査官は、①代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢、②内部監査態勢、③監査役による監査態勢、④外部監査態勢の基本的要素がその機能を実効的に発揮しているかという観点から、当該金融機関の経営管理（ガバナンス）が全体として有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかについて、各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

## I. 代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況

### 1. 経営方針等の策定

#### ①【企業倫理の構築及び態勢整備】

取締役及び取締役会は、金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備しているか。

#### ②【経営方針・経営計画等の整備・周知】

取締役会は、当該金融機関が目指す目標の達成に向けた経営方針を明確に定めているか。また、取締役会は、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、これらを組織全体に周知させているか。

### ③【経営方針・経営計画等と金融機関に求められる役割】

取締役会は、経営方針・経営計画等について、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るという金融機関の役割を踏まえた内容としているか。

### ④【内部管理基本方針の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、当該金融機関の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針（以下「内部管理基本方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。<sup>1</sup>内部管理基本方針は、当該金融機関の営む業務の規模・特性に応じ、適切な内容となっているか。

### ⑤【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、当該金融機関全体の収益目標及びそれに向けたリスクテイクや人的・物的資源配分の戦略等を定めた当該金融機関全体の戦略目標を明確に定めているか。また、取締役会は、当該金融機関全体の戦略目標を踏まえた各業務分野の戦略目標を明確に定め、全体の戦略目標とともに組織内に周知させているか。

### ⑥【金融円滑化管理方針との整合性・一貫性の確保】

取締役会は、当該金融機関全体の戦略目標を踏まえ、金融円滑化管理方針について、整合性・一貫性を確認した上で定めているか。

### ⑦【各リスク管理方針等の整合性・一貫性の確認】

取締役会は、当該金融機関全体の戦略目標を踏まえ、金融機関全体のリスク管理に関し、統合的リスク管理方針及び各リスク管理方針について、整合性・一貫性を確認した上で定めているか。

## 2. 取締役・取締役会の役割・責任

### ①【取締役・代表取締役の役割・責任】

(i) 取締役は、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の推進、当該金融機関に適用される各種法令等の概要、顧客の保護及び利便の向上、当該金融機関が有する各種リスクの特性の概要及びリスク管理の重要性を理解し、金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理を経営上の重要課題の一つとして位置付けているか。また、金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の徹底における監査役の監査、内部監査<sup>2</sup>、外部監査の重要性を認識しているか。

<sup>1</sup> ここでは、当該金融機関において業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備の基本方針を含む文書を、「内部統制基本方針」「内部統制方針」「内部管理方針」等の名称のいかんを問わず、検証することとする。

<sup>2</sup> 「内部監査」とは、内部監査を受ける各業務部門の本部門（リスク管理部門を含む。以下同じ。）及び営業店等（営業店及び海外拠点を含む。以下同じ。）（以下「被監査部門等」という。）から独立した内部監査部門（検査部、業務監査部等）が、被監査部門等における内部管理態勢の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまら

- (ii) 代表取締役は、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標及び統合的リスク管理方針に沿って適切な人的・物的資源配分を行い、かつそれらの状況を機動的に管理する態勢を整備するため、適切に権限を行使しているか。
- (iii) 代表取締役は、例えば、年頭所感や支店長会議等の機会において、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に対し積極的に明示する等、当該金融機関としての金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に理解させるための具体的方策を講じているか。

## ②【代表取締役に対する牽制】

取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。

例えば、融資の決裁手続において、一定条件を超える重要な融資の決裁に関しては、代表取締役が独断で行うことなく、取締役会等の決定事項とする等、牽制態勢の整備に関する意思決定を行い、具体的な方策を講じているか。

また、例えば、取締役会規則において、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関する事項のうち、当該金融機関の経営にとって重大な影響があるものを取締役会の専決事項とした上、重大性の判断を代表取締役に委ねない等の態勢となっているか。

## ③【社外取締役の役割・責任】（社外取締役が選任されている場合）

社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。取締役会は、社外取締役が取締役会において適切な判断をすることができるよう、社外取締役に対し、当該金融機関の状況に関する情報提供を継続的に行う等、適切な方策を講じる態勢を整備しているか。

## ④【取締役の善管注意義務・忠実義務】

取締役は、職務の執行に当たり、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、取締役会等において実質的議論を行う等、善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。

## 3. 組織体制の整備

### ①【金融機関全体の組織体制の整備】

取締役会は、利益相反が生じる可能性がある部門相互につき、連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で設置及び権限の付与を行う等、当該金融機関の業務及びリスクの管理が全体として適切かつ実効的に機能する組織体制の整備を行って

---

ず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。以下同じ。

いるか。

## ②【情報開示】

取締役会は、財務情報その他当該金融機関に関する情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

## ③【金融機関全体の情報の集約及び分析・検討等】

(i) 取締役会等は、当該金融機関の内部及び外部から、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関し、経営管理上必要となる情報等を適時に取得する態勢を整備しているか。

例えば、各部門の管理者に対し、一定の事項を定めて定期的に又は必要に応じて随時、報告をさせる等の方法や、システム上で各部門の管理する情報を取締役・監査役が閲覧できるようにする方法等により、取締役会等へ情報の伝達及び報告がなされる態勢を整備しているか。

(ii) 取締役会等は、内部管理基本方針に則り、取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢を整備しているか。

例えば、取締役会等の議事録を適切に作成し、保存及び管理するほか、必要に応じて取締役等の指示や決裁書類を記録し保存及び管理しているか。

(iii) 議事録は、原資料と併せて、取締役会等に報告された内容（経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、リスク管理の実態、法令等遵守及び顧客保護等の問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を含む。）や、取締役会等の承認・決定の内容（取締役会等の議論の経過及び議論の内容を含む。）等、議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、議事録と同期間保存及び管理しているか。

(iv) 監査役が取締役会等の議事録その他取締役等の職務の執行に係る情報に容易にアクセスできるようにしているか。

## ④【新規商品等審査に関する取扱い】

(i) 取締役会等は、統合的リスク管理方針等において事前の審査及び承認を必要と定めた新規の商品の取扱い及び新規の業務の開始その他の事項（以下「新規商品等」という。）に関し、新規商品等の審査の担当部門や担当委員会（以下「新商品委員会等」という。）による事前の審査・承認（以下「新規商品等審査」という。）を行う態勢を整備しているか。<sup>3</sup>

(ii) 取締役会等は、新規商品等審査の対象となるか否かの判定基準及び判断権者を明確にし、各役職員に周知徹底させているか。

(iii) 取締役会等は、新規商品等審査について、新商品委員会等に新規商品等の妥当性や適法性についての情報を集約し、十分な検討を行わせる態勢を整備しているか。

---

<sup>3</sup> 新規商品等審査を統合的リスク管理部門や新商品委員会その他の会議体において行うことを妨げるものではない。

例えば、以下の点について適切に態勢整備されているか。

- ・ 統合的リスク管理部門及び各リスク管理部門に、新規商品等に内在するリスクを特定させ新商品委員会等に適時に報告させる態勢
- ・ 顧客保護等管理の各管理責任者に顧客保護等管理の観点からの問題点等を検討させ、適時に報告させる態勢
- ・ 新規商品等に関する法的な問題点に関し、事前にリーガル・チェック等を受けさせる態勢

#### ⑤【子会社等に関する管理態勢】

取締役会等は、子会社等<sup>4</sup>の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営を適正に管理し、金融機関の子会社等が行う業務が経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるような措置を講じているか。また、当該金融機関と子会社等との取引が弊害防止措置の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるよう措置を講じているか。

#### ⑥【金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、リスク管理等の重視】

取締役会等は、営業推進部門等を過度に重視するのではなく、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。

#### ⑦【危機管理態勢】

取締役会等は、当該金融機関にとって何が危機であるかを適切に認識し、危機発生時において経営陣による迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より当該金融機関の危機管理について適切な態勢整備を行っているか。

例えば、危機管理マニュアル等の策定、業務継続計画（BCP）の策定、危機発生時の情報収集及び発信態勢、風評に関する危機時の対応態勢等の態勢整備が適切に行われているか。

### 4.【モニタリング及び見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、業務運営の状況及び金融機関が直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標、金融円滑化管理方針、統合的リスク管理方針、各リスク管理方針、法令等遵守方針、顧客保護等管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則った当該金融機関全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。

---

<sup>4</sup> 銀行法第13条第2項参照。

## Ⅱ. 内部監査態勢の整備・確立状況

### 1. 取締役会及び取締役会等による内部監査態勢の整備・確立

#### (1) 方針の策定

##### ①【取締役の役割・責任】

取締役は、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロフィールに応じた実効性ある内部監査態勢を整備することが、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、適切な法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に必要不可欠であることを十分に認識しているか。

特に、内部監査の担当取締役は、当該金融機関の内部監査態勢の状況を的確に認識し、適正な内部監査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。

##### ②【内部監査方針の整備・周知】

取締役会は、経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けた方針（以下「内部監査方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。

#### (2) 規程・組織体制の整備

##### ①【内部監査規程の整備】

取締役会等は、内部監査に関する内部規程（以下「内部監査規程」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、内部監査方針に合致することを確認した上で、内部監査規程を承認しているか。

内部監査規程には、特に、以下の項目等が規定されているか。

- ・ 内部監査の目的
- ・ 内部監査部門の組織上の独立性
- ・ 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲
- ・ 内部監査部門の情報等の入手体制
- ・ 内部監査の実施体制
- ・ 内部監査部門の報告体制

##### ②【内部監査実施要領の整備】

取締役会等は、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、承認しているか。内部監査実施要領は、被監査部門の業務の実態を反映し、業務の内容に見合った実効的な監査の実施のために適切なものとなっているか。また、必要に応じ、内部監査部門に、内部監査の実施対象と実施手順の細目を記載した内部監査実施細則を策定させているか。

### ③【内部監査計画の整備】

- (i) 取締役会等は、被監査部門等における経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の状況を把握した上、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の計画（以下「内部監査計画」という。）を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、その重点項目を含む基本的事項を承認しているか。また、取締役会等は、内部監査計画が必要に応じて随時追加的な監査が可能なものとなっていることを確認した上で、これを承認しているか。
- (ii) 内部監査計画は、子会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。また、内部監査の対象とできない子会社等の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。

### ④【内部監査部門の態勢整備】

- (i) 取締役会は、内部監査方針及び内部監査規程に則り、内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査部門を設置し、その機能が十分発揮される態勢を整備しているか。
- (ii) 取締役会は、内部監査部門に、内部監査部門を統括するのに必要な知識と経験を有する内部監査部門長を配置し、当該内部監査部門長の業務の遂行に必要な権限を付与して管理させているか。また、内部監査部門長に被監査部門等を兼担させる場合には、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。
- (iii) 取締役会等は、内部監査部門に、必要な知識、経験及び当該業務等を十分検証できるだけの専門性を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。また、内部監査の従事者の専門性を高めるための内外の研修を活用するなどの方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者がこれを定期的にご利用していることが望ましい。
- (iv) 取締役会は、内部監査部門について、被監査部門からの独立性を確保し、牽制機能が働く体制を整備しているか。また、取締役会は、内部監査部門が、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施できる態勢を確保しているか。取締役会は、内部監査部門に、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事させることを防止する態勢を整備しているか。
- (v) 取締役会は、通常の監査とは別に、法令等違反が生じやすい業務、システム等について、特別な監査を実施できる態勢を整備しているか。また、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。
- (vi) 取締役会は、内部監査規程に則り、内部監査の従事者に対し、職務遂行上必要と

される全ての資料等の入手や、職務遂行上必要とされる全ての役職員等を対象に面接・質問等できる権限を付与しているか。

(vii) 取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を役職員等に周知徹底する態勢を整備しているか。

(viii) 取締役会等は、一定以上のリスクがあると判断した海外拠点等には、支店長等から独立し、内部監査部門に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）を設置しているか。

(ix) 取締役会は、内部監査の結果について適時適切に報告させる態勢を整備しているか。

### (3) フォローアップ態勢

#### ①【取締役会による問題点の改善】

取締役会は、内部監査部門からの内部監査報告書の提出又は報告を受け、そのうち経営に重大な影響を与えると認められる問題、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等について、速やかに適切な措置を講じているか。また、内部監査部門に必要なフォローアップを実施させ、改善状況の確認をさせた上で被監査部門の改善状況に問題がある場合には取締役会へ報告させる態勢を整備しているか。

## 2. 内部監査部門の役割・責任

### ①【内部監査実施要領の策定】

内部監査部門は、監査すべき事項を適切に特定し、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた内部監査実施要領を策定し、取締役会等による承認を受けているか。内部監査実施要領は、本マニュアルに含まれる事項を網羅し、実効的な監査を行いうるものとなっているか。また、内部監査部門は、必要に応じ、内部監査の実施対象と実施手順の細目を記載した内部監査実施細則を策定しているか。

### ②【内部監査計画の策定】

内部監査部門は、被監査部門等における経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の状況を把握した上、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査計画を立案し、重点項目を含む基本的事項について取締役会等の承認を受けているか。また、子会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない子会社等の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。

### ③【内部監査の実施】

(i) 内部監査部門は、内部監査実施要領及び内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査（例えば抜き打

- ちとするなど)を実施しているか。
- (ii) 内部監査部門は、内部監査規程等に基づき、同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一の監査に従事することや内部監査の従事者が直前に従事していた被監査部門等の監査を行うことを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。
- (iii) 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。また、内部監査の従事者は、内部監査実施要領及び内部監査計画に基づき、遅滞なく、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を作成しているか。
- (iv) 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認し、そこで指摘された重要な事項について、問題点の発生頻度、重要度及び原因等を分析した上、遅滞なく取締役会に提出又は報告しているか。特に、経営に重大な影響を与えると認められる問題点又は顧客の利益が著しく阻害される問題点は、速やかに取締役会に報告しているか。また、内部監査部門長は、必要に応じて内部管理等に関する会議（各種法令等遵守委員会等）に出席し、内部監査の状況の報告及び情報収集を行っているか。
- (v) 内部監査部門は、内部監査の過程で法令違反行為又はそのおそれのある行為を認識した場合、速やかにコンプライアンス統括部門<sup>5</sup>に報告しているか。また、内部監査の結果を分析して問題点等を的確に指摘し、定期的に又は必要に応じて随時、これをコンプライアンス統括部門、各業務部門及び営業店等に通知しているか。

#### ④【フォローアップ態勢】

被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に確認し、その後の内部監査計画に反映させているか。

### 3. 評価・改善活動

#### (1) 分析・評価

##### ①【内部監査の有効性の分析・評価】

取締役会は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等の内部監査の状況に関する情報（内部監査実施要領及び内部監査計画の遵守状況に関する情報を含む。）に基づき、内部監査の状況を的確に把握し、内部監査の実効性の分析・評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

<sup>5</sup> 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト参照。

また、内部監査部門長は、内部監査実施要領及び内部監査計画の有効性を、定期的に又は必要に応じて随時、分析・評価し、取締役会に報告しているか。

**②【分析・評価プロセスの見直し】**

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

**(2) 改善活動**

**①【内部監査態勢の改善活動】**

取締役会は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

**②【改善活動の進捗状況】**

取締役会は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

**③【改善プロセスの見直し】**

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

### Ⅲ. 監査役・監査役会による監査態勢の整備・確立状況

#### 1. 監査役の監査環境の整備

##### ①【監査環境の整備】

監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との間の緊密な連携を図り、定期的な報告を求める等、情報の収集及び監査の環境の整備に努めているか。

##### ②【監査役会の機能】

監査役会を設置している場合、監査役会は、各監査役の権限行使を妨げない限度において、監査役や他の関係者から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っているか。

##### ③【監査業務の補佐態勢】

監査役は、監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか。また、監査役及び監査役会を補佐する者は、監査役の補佐業務の遂行に関し、取締役及び取締役会からの指揮命令を受けない等の態勢となっているか。

##### ④【独立性の確保】

監査役及び監査役会は、組織上及び業務の遂行上、独立性が確保される態勢となっているか。特に、監査役の調査権限及び報告権限を妨げることや、監査費用支出に不合理な制限を設けることを排除し、監査役の独立性を確保しているか。

#### 2. 監査の実施

##### ①【監査方針及び監査計画の策定】

監査役は、取締役が適切な内部管理態勢を整備し適切に運用しているかを監視し検証する観点から、監査すべき事項を特定し、監査方針及び監査計画を策定しているか。

##### ②【監査の実効的实施】

監査役及び監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え、業務に関する監査を実効的に実施しているか。監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関として、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

##### ③【子会社に対する調査】

監査役は、取締役による企業集団の業務の健全性確保のための職務執行状況を監査する観点から、企業集団内において適切な内部管理態勢が整備されているかに留意し、子会社の経営管理態勢及び内部管理態勢の状況等について、必要に応じて調査等を行っているか。

**④【取締役会等への出席等】**

監査役は、取締役会に出席し、必要に応じ意見を述べるなど、取締役の職務執行状況について適切に監査を行っているか。また、監査役は、必要に応じ、取締役会以外の取締役会等に出席し意見を述べる等、適切な監査のための権限行使を行っているか。

**⑤【外部専門家の活用】**

監査役及び監査役会は、その機能発揮の補完のために、必要に応じ、弁護士・公認会計士等の外部の専門家を活用しているか。

**⑥【会計監査結果についての検証】**

監査役及び監査役会は、会計監査人による会計監査のプロセス及び監査結果が相当なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人の交代等について適切に提言する等の措置を講じているか。

**⑦【違法行為の阻止等】**

監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく取締役会に報告しているか。また、監査役が、取締役の法令・定款違反行為により当該金融機関に著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該行為を阻止するため、適切な措置を講じているか。

**⑧【社外監査役】**

社外監査役は、自らの立場を活かしつつ、監査機能を十分発揮しているか。特に非常勤社外監査役の場合には、監査機能の発揮のため、常勤監査役との意思疎通・連携等を十分に図っているか。

#### IV. 外部監査態勢の整備・確立

##### ①【会計監査人、弁護士等による内部管理態勢に対する外部監査】

内部管理態勢の有効性等について、年一回以上、会計監査人、弁護士等の外部の専門家による外部監査<sup>6</sup>を受けているか<sup>7</sup>。国際統一基準適用金融機関においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を受けているか。

また、取締役会又は監査役会は、監査結果を適時に受領しているか。

##### ②【実効的監査のための協力】

取締役会は、外部監査人が実効的な監査を実施することができるよう、社内の各部門・部署等に協力させるための措置を講じているか。

##### ③【外部監査の有効性の分析・評価】

取締役会及び監査役会は、外部監査が有効に機能していることを定期的に確認しているか。

また、取締役及び取締役会等は、子会社等において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。

##### ④【改善及びフォローアップ】

取締役会は、外部監査人により指摘された問題点を一定の期間内に改善する態勢を整備しているか。被監査部門等は、指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。また、内部監査部門等は、その改善の進捗状況を適切に確認しているか。

---

<sup>6</sup> ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、金融機関が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

<sup>7</sup> なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。

